

教政発第000307号
令和3年(2021年)8月6日

各学校長 様

教育政策課長 中元 正人
スポーツ振興課長 村上 和博

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う熊本市立学校施設使用について（通知）

このことについて、令和3年（2021年）8月2日付け教政発第295号「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う熊本市立学校施設使用について（通知）」において通知していましたが、8月5日「熊本市医療非常事態宣言」が発令され、8月8日からは熊本県に「まん延防止等重点措置」が適用されることを踏まえ、8月23日以降の学校施設使用について、下記のとおり取り扱う方針としましたので通知します。

各学校長におかれては、適切にご対応願います。

記

1. 学校施設使用について

令和3年（2021年）8月2日付け教政発第295号「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う熊本市立学校施設使用について（通知）」の取扱いを8月31日（火）まで延長します。

※今後の感染症の状況等によって、期間が短縮または延長となる場合があります。

2. 夜間開放事業について

令和3年（2021年）8月31日（火）までは全面使用中止となっています。
利用予定者からお尋ねがあった場合は、スポーツ振興課をご案内ください。

問い合わせ先

- 学校施設使用に関すること
教育政策課 328-2704
- 夜間開放事業に関すること
スポーツ振興課 328-2724